

## 議会運営委員会記録

1 日 時 令和7年12月1日（月曜日）

開 会 午前 9時57分

閉 会 午前10時21分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 10人

委員長	鋪田博紀
副委員長	江西照康
委 員	柏佳枝
//	織田伸一
//	久保大憲
//	松井邦人
//	金谷幸則
//	舎川智也
//	高田真里
//	東篤

4 欠席委員 0人

5 委員外議員として出席した者

議 員	金 山 茜
//	野 上 明 人
//	福 田 敏 彦
//	金 井 肇 俊
//	大 島 満
//	谷 口 寿 一

議 員	市 田 龍 一
//	尾 上 一 彦
//	村 上 和 久
//	赤 星 ゆかり

## 6 職務のために出席した者

### 【議会事務局】

事務局長	中 村 敏 之
事務局次長	本 郷 由 佳
参事（庶務課長）	澤 野 重 雄
議事調査課長	鳥 取 則 子
議事調査課長代理	酒 井 優
議事調査課副主幹（調査係長）	谷 端 裕美子
議事調査課議事係長	土 方 智 樹
議事調査課主任	江 部 なな恵

## 7 会議の概要

委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。まず、委員会記録の署名委員に柏委員、織田委員を指名いたします。本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。初めに、大きな協議事項の1番目、意見書提出要請の陳情の取扱いについてであります。このことについては、去る8月28日の本委員会において、今後、協議を行うこととしておりました。なお、陳情の取扱いについては、去る10月28日の本委員会において、陳情は審査を行わず、会派への配付のみとすることを決定し、また、11月28日に開催されました各派代表者会議において、富山市議会請願・陳情取扱要領の一部改正についての協議が行われ、資料1のとおり改正し、来年3月定例会分から取扱いを変更することが決定しております。このことを踏まえ、意見書提出要請の陳情の取扱いについて、協議を行いたいと思います。まず、現状の取扱いについて、事務局より説明させます。

議事調査課長 意見書提出要請の陳情の取扱いについては、現在、議会運営に関する申合せ事項に記載のとおり、会派提出の意見書案、決議案と同様、本委員会にて協議することとしております。全会一致の場合は議員提出議案とし、全会一致とならなかった場合は要望扱いとなり、陳情としては取り扱わないこととしております。

委員長 それでは、皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。

松井委員 陳情の取扱いと同様でいいのではないかと思います。

久保委員 異議ありません。

委員長 それでは、陳情の取扱いと同様とすることによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。  
それでは、そのように決定いたします。  
なお、取扱いの変更時期については、陳情の取扱いの変更に合わせ、来年3月定例会分からといいたいと思いますが、そのように進めることとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように決定いたします。  
なお、さきの各派代表者会議における決定事項及び本日の協議で決定した取扱いの変更に伴い、議会運営に関する申合せ事項の変更が必要となることから、その内容について事務局に整理させ、次回、12月9日の本委員会において協議を行いたいと思います。次に、大きな協議事項の2番目、12月定例会の運営についてであります。  
まず、1つ目の一般質問については、25名の方から通告がありました。  
そこで、一般質問の順序については、お手元の資料2のとおり進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように決定いたします。  
ここで、大島議員から、発言通告書と併せて、お手元に配付の資料3のとおり一般質問の補足資料とチェック表が提出されました。  
この補足資料については、協議に先立ち、委員の皆さんには事前に配付しております。  
なお、提出されました補足資料について、これまでモアノートに格納しておりますが、本委員会での

協議に当たっては、今後、紙で配付することとしたいと思いますので、御承知おきください。

それでは、この補足資料を一般質問の際に使用することについて、皆さんのお意見をお聞かせください。

松井委員

皆さんのお手元に一般質問及び代表質問補足資料配布の取扱についてという参考資料があると思います。

3（1）に「資料は、発言の内容について相手方である執行機関の理解を深めることを旨として」と書いてありますが、今回提出された資料はもともと当局が持っている資料だと思います。なおかつ3（2）には「これを配布しなければ発言の趣旨・内容が伝わらない場合に限り」と書いてありますが、この点についても、私たちは議員本人が口頭で述べられることを信じながら聞いていますので、この資料の内容であれば、配付する必要性はないのではないかと思います。

久保委員

一般質問及び代表質問補足資料配布の取扱についてを見ると配付は少し難しいのかなと思いますし、今、松井委員が言わされたように、これは当局側が所持している情報であることから、資料の配付を前提としなくてもいいのかなと思います。

ただ、そもそも議員が主張する根拠を皆さんと共有できていないと事実かどうかが判然としないまま質問を聞くこともありますので、質問をつくる側からすると、これを提出したいと思われた大島議員の気持ちは分からなくはないと思っています。

大島議員も分かった上でこの資料を提出されているのではないかと思いますので、今後の議会運営のことも考えて、なぜこれを提出したいと思われたのか説明を聞きたいと思います。

委員長

ただいま久保委員から、大島議員に補足資料の説明を求めたい旨の動議が提出されました。

これより、この動議を直ちに議題とし、委員会条例第56条第1項により、挙手により採決したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、お諮りいたします。  
補足資料について、委員会条例第43条第1項に基づき、大島議員に説明を求めるために賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長 挙手全員であります。よって、そのように決定いたします。  
ここで、大島議員に当委員会への出席を求めるため、しばらくお待ちください。

〔大島議員の座席を用意、大島議員着席〕

委員長 それでは、大島議員の説明を求めます。

大島議員 去る9月定例会に続きまして、今定例会もこのようない説明の機会をいただきまして、大変感謝いたしております。

まず、この令和3年11月22日付のA4の紙1枚の重要性がどれだけのものか、情報公開請求による幾つかの資料を見て、私も非常に危惧しているところでございます。

そもそも、この市場再整備事業におきましては、大和ハウス工業株式会社を事業代表企業とするグループが手を挙げられました。

当時の募集要項の中に事業用定期借地権設定契約書の案がありまして、事業代表企業は、真にやむを得ない理由により本件建物の全部もしくは一部を第三者に譲渡する場合は、書面により市の承諾を得るという記載があります。

しかしながら、東京センチュリー株式会社とNTT・TCLリース株式会社に対して所有権を譲渡することを求められて、富山市は令和3年11月22日に簡単に同意をしました。

最終的に令和5年8月に公正証書によって事業用定

期借地権を設定したのですが、当初の文面と違いまして、事業代表企業は、真にやむを得ない理由により予定転借者が本件建物の全部もしくは一部を第三者に譲渡する場合は、書面によって市の承諾を得るということで、この時点で既に予定転借者として東京センチュリー株式会社とNTT・TCリース株式会社が入ってきている状態になっております。

これは何を意味するのかというと、議会の知らないところで事業代表企業からリース会社に所有権が移り、リース会社から別のところへ所有権が移るということがこの紙1枚でいとも簡単にできると。これが外資系企業であっても我々は関知できないところで……

委員長 大島議員に申し上げます。  
今おっしゃったことは一般質問そのものであります、我々に対してこの資料の提出理由を説明するに当たっては、もう少し簡潔・明瞭にお願いします。

大島議員 はい。  
この資料がいかに重要かを認識いただいて、所有権が移った企業に対して100億円以上の賃料を支払うことがこの紙1枚で決まったことを説明しなければいけないということで提出させていただきました。以上です。

委員長 ただいまの大島議員の説明を受けて、何か御質問はございませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。  
大島議員は御退席ください。

〔大島議員 退席〕

委員長 それでは改めて、補足資料について何か御意見はございませんか。

松井委員

大島議員の説明を聞く限り、今お話しされたことを一般質問で述べていただければいいのではないかと思います。

実際に今回私が質問を考えている中でも、いつの資料なのかを明らかにした上で原稿を作っております。この資料についても、いつの承諾書かを言っていただければ趣旨は伝わりますし、この資料があるから趣旨が伝わるものではないと思います。今ほど大島議員が説明された内容について、このような問題があるのだということをしっかり本会議の場で述べてもらうことが大事なのであって、これを配る必要性はないと思います。

久保委員

今、大島議員から御説明いただいたて、これが非常に重要な経緯を示す書類であるということは分かりました。

ですが、ただいま松井委員がおっしゃったように、取扱いの規程に照らして配付が必要かと言われると、必要ないのかなと私は思います。

ただ、自分の質問の趣旨や根拠について広く議員の皆さんに理解してほしいという大島議員の思いがあるのではないかと説明を聞いていて思ったのです。

1人会派も増えた中で、タブレット端末も導入しましたし、例えば議会内で周知したい情報がある場合は、情報共有の仕方にもう少し工夫があってもいいのではないかと思います。これについては、一般質問において補足資料を皆さんにお配りしたいという申出があった場合にどう対応していくのか、今後議運で継続して議論していく必要があるのではないかと思います。

ただ、今回提出された資料の配付については、取扱いの規程から見ても必要がないと思います。

舎川委員

今、久保委員がおっしゃったように、情報共有はこれからも大事だと。

ただ、その議論を議運で行うのか、もしくは、会派間で理解を得るためにには、この場ではなく会派間で話してもらうことも1つだと思うのです。議運でま

たすぐ話をするのかどうかは置いておいて、このような場合にはどうするのかということについて、この場以外でも、改めて会派間でいろいろと共有できればと思います。

次の議運ですぐにこのことを話し合うことはちょっと一もう少し機運が高まってからのほうがいいのではないかと思います。これは私の意見です。

久保委員 事務局に確認しますが、今、例えばチームズか何かで全議員に資料を送ることはできますか。

議事調査課長 いろいろな文書がありますけれども、全議員にチームズで周知することは可能です。

久保委員 例えば、私個人が全議員に周知することはできますか。

議事調査課長 資料の内容にもよると思うのですけれども、個人から周知することは可能ではありますが、内容を事務局が把握していないという点が少し気になります。

久保委員 もう一度整理して後で教えていただければと思うのですが、もし個人から議員の皆さんにお伝えすることができるのであれば、議運でルールを決めなくとも、質問を行うに当たって、そのようなものを活用して個人的に情報を発信されればいいのかなと。

ただ、今回、この質問の根拠や事実を各議員にも理解してもらった上で一般質問を聞いてほしいという大島議員の願意があったのだとしたら、補足資料を配付したい、議運の場で説明したいという話が今後いろいろなところから連続して出てくる可能性がありますので、そのようなことに関して皆さんと情報共有できるよう、もっと別の方法も考えたらいいのではないかと思います。

現在のツールを使ってできるのであれば特段議運で議論する必要もないですし、もしくはそのツールを使って情報共有するに当たって議運での議論が必要なのであれば、折を見て議論していければと思いま

す。

何せ難しい質問をしようと思うと、その前提条件を共有するのはなかなか難しいということは私も常々感じておりますので、今後、委員長には、様子を見ながら議論の必要性について御判断いただければと思います。

松井委員

今、久保委員から話がありましたけれども、一般質問に関しては、やはり議事録にずっと残ることの責任をおののの議員が自覚した上で質問を考えなければいけないと思っています。

本会議の場で議員が発言していることの責任は重いと思いますので、資料を見せないと分からぬことではなくて、やはり議員本人の言葉にどれだけの重みがあるのかを自覚して質問をつくっていただければ済むのではないかと思います。

今回の大島議員の件はそうではないのかもしれませんけれども、安易に資料を配ればいいという発想につながらないように、たとえ難しい内容であろうが、議員が質問をつくるときには皆さんに理解してもらう努力をすることが一番の大前提ではないかと。それが議員としての責務だと思いますので、そこら辺は慎重に進めるべきではないかと思います。

委員長

今、資料の共有の仕方について議論がなされていますが、ほかに大島議員から提出された資料についての御意見をお持ちの方はいらっしゃいますか。

〔なしと呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、大島議員から提出された補足資料については配付する必要がないという意見が大勢だったかと思いますが、共有の仕方については課題があるという御意見もありました。それはまた別の機会に、議会全体で考えていいかと思いますので、資料の配付についてお諮りしたいと思います。

大島議員が提出されました補足資料について、委員会条例第56条第1項により、挙手により採決いた

します。

お諮りいたします。

大島議員が提出されました補足資料を、取扱いに基づいて議場で配付することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者なし〕

委員長

挙手なしであります。

よって、当該補足資料については、内容が適當ではないとの意見を議長に報告することといたします。次に、2つ目の請願・陳情について、今定例会に提出されたものは、資料4のとおり請願1件、陳情2件であります。

これらの請願・陳情の付託先につきまして、議長は、次のとおり付託するとの判断を示されております。

まず、令和7年分請願第2号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出を求める請願については、議会運営委員会へ付託するとのことであります。

なお、この請願は意見書提出要請の請願であり、12月定例会からは請願同様、所管となる委員会に付託し、審査することとなります。

また、請願書と併せて意見書の案文も提出されておりますので、あらかじめ御承知おきください。

次に、令和7年分陳情第32号 市庁舎内における職員組合事務所及び売店使用に関する見直しについての陳情については、総務環境委員会へ付託するとのことであります。

次に、令和7年分陳情第34号 富山市内の小・中学校における「いじめ」をなくす取り組みに関する陳情については、経済教育委員会へ付託するとのことであります。

なお、令和7年分陳情第32号について、陳情人より、個人情報の取扱いについて配慮してほしい旨の申出がありましたことから、当局及び報道機関、傍聴者に配付する文書表は、個人情報を伏せたものとなります。

一方、各会派へ事前に配付しております陳情書原本

の写し及び本会議で各議員に配付する文書表には個人情報が記載されておりますので、議員各位におかれましては、その取扱いには十分御注意願います。次に、3つ目の意見書・決議についてであります。これまでに受理しているものについては、お手元の資料4のとおり、陳情形式3件であります。

なお、会派から提出されます意見書（案）、決議（案）につきましては、先般、会派に配付させていただきました令和7年12月定例会諸会議日程等にも記載してありますとおり、12月8日（月曜日）の午後5時までが提出期限となっております。

提出されました会派からの意見書（案）、決議（案）については、12月9日（火曜日）の本委員会でお示しし、本日提示いたしました陳情形式による意見書提出要請3件と併せて、12月12日（金曜日）の本委員会において御協議いただくことになりますので、それまでに各会派において御検討をいただきたいと思います。

以上で、本日の協議事項は終了いたしました。

次回の議会運営委員会は、12月9日（火曜日）、予算決算委員会の前期全体会終了後に行いますので、よろしくお願ひいたします。

これをもって、本日の議会運営委員会を閉会いたします。

令和7年12月定例会  
(令和7年12月1日)  
議会運営委員会記録署名

委員長 館 田 博 紀

署名委員 柏 佳 枝

署名委員 織 田 伸 一